

稲城市自治会集会施設建設費補助金交付要綱

令和4年4月1日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、自治会の集会施設建設(以下「補助事業」という。)について、その費用の一部を補助することにより集会施設の整備を促進し、もって地域住民の自治の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 稲城市の大字区域等に設けられる住民組織をいう。
- (2) 集会施設 自治会が地域住民の集会の利便に供するために設置する建物をいう。

(「補助金等の取り扱い基準」の遵守)

第3条 本件補助事業に対する補助金の交付は、平成10年1月行政改革推進本部において定められた「補助金等の取り扱い基準」(以下「基準」という。)に基づき、目的に応じた公平・公正な取り扱いを行わなければならない。

(補助事業の対象)

第4条 補助事業の対象は、自治会が設置する集会施設の新築(既存建物を集会施設として買収する場合を含む。)、増築、改築及び修繕(1件20万円以上の修繕をいう。)に係る工事とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助事業の対象工事に要する工事費(既存建物の買収の場合は建物のみに係る買収費をいう。以下同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 門、柵又は塀等に要する経費

- (3) 既存建物の取り壊しに要する経費
 - (4) その他工事費として適当と認められない経費
- (補助基準額)

第6条 前条に規定する経費への補助基準額は、工事費の3分の2以内（1,000円未満切り捨て）とし、新築にあつては1,000万円（国、東京都等の補助金等が交付される場合は、工事費から当該補助金等を除いた額の3分の2（1,000万円を超える場合は、1,000万円を上限とする。1,000円未満切捨て。））を、増築、改築及び修繕にあつては300万円（国、東京都等の補助金等が交付される場合は、工事費から当該補助金等を除いた額の3分の2（300万円を超える場合は、300万円を上限とする。1,000円未満切捨て。））をそれぞれ限度とする。ただし、予算の範囲内で補助することとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする自治会は、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、第4条に規定する工事の工期が2年度にまたがるときは、前条の限度額の範囲内において、当該年度の工事に応じて、年度別に申請することができる。

(補助金の交付及び不交付の決定)

第8条 市長は、前条の交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、30日以内に交付の可否を通知しなければならない。

2 前項の可否の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行い、不交付の場合はその理由を記載しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長から前条の交付決定を受けた自治会（以下「被交付者」という。）は補助金交付請求書（第4号様式）により請求するものとする。

2 市長は、前項の交付請求を受けたときは、第12条に規定する補助金の額の確定をもって補助金を交付するものとする。

(補助金の前渡)

第10条 市長は事業の実施上補助金の前渡が適当であると認めるときは、

これを前渡することができる。

2 補助金の前渡は、補助金前渡概算払請求書（第5号様式）により行うものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に補助金を交付しなければならない。

（補助金の実績報告）

第11条 被交付者は、補助事業の完了後30日以内に、補助事業の結果と決算内容を記した実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、内容を審査し、補助金交付の額を確定し、補助金確定通知書（第7号様式）により被交付者に通知するものとする。

2 被交付者は、前項の確定額が概算払の金額を下回った場合は、その差額を速やかに返納しなければならない。

（補助金交付決定の取消）

第13条 市長は、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助対象以外の経費に使用したと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合において、当該補助金に係る部分に関し補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

2 補助金の返還は、命令を受けたときから15日以内に指定された方法で行うものとする。

（国、東京都等の補助金等の交付）

第15条 第6条の国、東京都等の補助金等に係る交付については、別に定めるものとする。

（委任）

第16条 この要綱及び稲城市補助金等交付規則（昭和40年稲城市規則第69

号) に定めのあるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 稲城市自治会集会施設建設費補助金交付要綱（平成31年4月1日市長決裁）は、廃止する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

稲城市長 殿

自治会名

住 所

代表者名

印

稲城市自治会集会施設建設費補助金交付申請書

稲城市自治会集会施設建設費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称 自治会集会施設建設

施設名 _____

工事内容 新築・増築・改築
修繕（個所 _____）

2 補助金交付申請額 _____ 円

3 添付書類
(1)事業計画書
(2)設計図（平面図・立面図・工事内訳書）
(3)自治会予算書
(4)見積書
(5)建築確認通知書の写し（確認済の場合）

第 号
年 月 日

_____ 自治会長 殿

稲城市長

稲城市自治会集会施設建設費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市自治会集会施設建設費補助金について、同補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業の名称 自治会集会施設建設

施設名 _____

工事内容 新築・増築・改築
修繕（個所 _____）

2 補助金交付決定額 _____ 円

〔算出根拠〕 見積額 _____ 円×2／3（1,000円未満切り捨て）

3 補助対象条件 稲城市自治会集会施設建設費補助金交付要綱を遵守すること

第 号
年 月 日

_____ 自治会長 殿

稲城市長

稲城市自治会集会施設建設費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市自治会集会施設建設費補助金について、同補助金交付要綱第 8 条に基づき、下記の理由により補助金の不交付を決定したので通知します。

記

1 補助金不交付決定理由

年 月 日

稲城市長 殿

自治会名

住 所

代表者名

印

稲城市自治会集会施設建設費補助金交付請求書

年 月 日付、稲総総第 号で交付決定のあった稲城市自治会集会施設建設費補助金について、同補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助事業の名称 自治会集会施設建設（施設名 _____ ）

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 補助金交付請求額 _____ 円

4 振込口座指定先 金融機関名 銀行・信金・組合 支店

口座種別 普通・当座 口座番号 _____

口座名義 _____

年 月 日

稲城市長 殿

自治会名

住 所

代表者名

印

稲城市自治会集会施設建設費補助金前渡概算払請求書

年 月 日付、稲総総第 号で交付決定のあった稲城市自治会集会施設建設費補助金について、同補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり補助金の前渡概算払いを請求します。

記

- 1 補助事業の名称 自治会集会施設建設
(施設名 _____)

- 2 補助金交付決定額 _____ 円

- 3 前渡概算払請求額 _____ 円

- 4 振込口座指定先 金融機関名 銀行・信金・組合 支店

口座種別 普通・当座
口座番号 _____
口座名義 _____

年 月 日

稲城市長 殿

自治会名

住 所

代表者名

印

稲城市自治会集会施設建設費補助金実績報告書

年 月 日付、稲総総第 号で交付決定のあった稲城市自治会集会施設建設費補助金について、同補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

- 1 補助事業の名称 自治会集会施設建設（施設名 _____）
- 2 交付決定額又は概算払受取額 _____ 円
- 3 支出金額 _____ 円
- 4 清算返納金 _____ 円
- 5 添付書類 事業実績書・竣工図（平面・立面）・請負契約書の写し・完成写真・建築確認通知書の写し（修繕の場合はなし）

第 号
年 月 日

_____ 自治会長 殿

稻城市長

稻城市自治会集会施設建設費補助金確定通知書

年 月 日付、稲総総第 号で交付決定または前渡概算
払いした稲城市自治会集会施設建設費補助金について、同補助金交付要綱
第12条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____円
- 2 補助金前渡概算払額 _____円
- 3 補助金確定額 _____円
- 4 返納金額（概算払いの場合） _____円

※ 返納金額については、総務部が発行する納付書により、速やかに返納願います。

第1号様式の付属様式

事業計画書

年 月 日 _____ 自治会

1 工事件名 _____

(修繕個所) _____

2 工事予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 工事費 (予定額) _____ 円

内訳は別添見積書のとおり

4 施工予定業者 _____

5 その他

事業実績書

年 月 日 _____ 自治会

1 工事件名 _____

(修繕箇所) _____

2 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 工事費 _____ 円

内訳は別添請求書のとおり

4 施工業者 _____

5 その他